令和6年12月

ALS 大阪 資機材貸出しについて
（貸出しルール改正のお知らせとお願い）

ALS 大阪事務局
（大阪府医師会 救急災害医療課）

ALS 大阪二次救命処置講習会開催に使用される大阪府医師会保有機材の貸出しについては、令和6年5月より、指導者の間で利用されているフリーカレンダーによるコース開催申請による調整を廃止し、ALS 大阪事務局を窓口としております。つきましては、ALS 大阪事務局（大阪府医師会 救急災害医療課⇒以下、事務局)06-6763-7003 に電話し、担当者に予約を申し出てください。申し入れ後、速やかに「資機材貸し出し依頼書」を事務局あて Email（acls-shinsei@po.osaka.med.or.jp）にて送信してください。事務局が Email で内容を確認した時点で予約を確定することといたします。

なお、資機材貸出しの条件は、これまでと同様、ALS 大阪が認定する(認定を予定する)二次救命処置コースでの使用が前提になります。

①【資機材貸出の条件】

ALS 大阪が認定する二次救命処置コースで使用すること

②【資機材貸出しの申込み・受付】

毎週月曜日から金曜日、9 時～17 時の間、事務局で電話のみ受付いたします。（※これまで Email で受付をしておりましたがこれは廃止しました）

具体的には、講習会開催日の3カ月前の1日（※1日が日・祝日の場合は以降の最初の平日）9 時から電話で受付けます。受付終了後、事務局宛て Email で貸出し希望機材の内容を送信ください。

【令和7年度分】 ※原則、月初（1日）が受付日

4月開催分――――――1月1日（3カ月前の1日より） ※1月6日(月)10時より受付
5月開催分――――――2月1日（3カ月前の1日より） ※2月3日(月)より受付
6月開催分――――――3月1日（3カ月前の1日より） ※3月3日(月)より受付
7月開催分――――――4月1日（3カ月前の1日より）
8月開催分――――――5月1日（3カ月前の1日より）
9月開催分――――――6月1日（3カ月前の1日より） ※6月2日（月）より受付
10 月開催分――――――7月1日（3カ月前の1日より）
11 月開催分――――――8月1日（3カ月前の1日より）
12 月開催分――――――9月1日（3カ月前の1日より）
1月開催分――――――10 月1日（3カ月前の1日より）
2月開催分――――――11 月1日（3カ月前の1日より） ※11月4日(火)より受付
3月開催分――――――12 月1日（3カ月前の1日より）

③【資機材貸出し・返却について】

貸出しは、原則、使用日の前(々)日（平日）の午前中に、複数名で府医へ引き取りにお越しください（午前 10 時～11 時を目処にお願いします）。

返却は、休み明けの平日（月曜日あるいは祝日明け平日午前中）に府医へ返却してください。

④【資機材の使用について】

資機材は自施設で使用されたあとも、他施設で使用されるという認識を持ち、丁寧に使用してください。近年、資機材の破損が多く散見されています。

⑤【資機材返却時のお願い】

（1）原則、貸与した際と同じ状態で返却してください。

（2）府医の職員が資機材の有無や破損等について確認をします。その際、コース開催時の資機材の状態に関し確認することがありますので、コース開催時に立ち会われた方の同行をお願いします。

（3）コース開催中に資機材の破損や紛失を把握された場合は申告してください。貸与した資機材の瑕疵（欠陥）に起因して生じた場合を除き、故障・破損及び物品の喪失については、修理費用の負担をお願いすることがあります。

⑥【レサシアンシュミレータ・シムパッドについて】

（1）小林正直先生作成のマニュアルに従って、正しく使用してください。マニュアルを逸脱した扱いが見られる場合は、以後、貸出しをお断りすることがあります。

（2）「使用前」「使用後」には、必ず附属品の有無や充電の状態を確認、点検の上、チェックリストを**必ず**記入してください。

以上